

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

令和2年12月9日

五所川原市

記

1. 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要